

議案第 35 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 20 日提出

宇治市長 山 本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



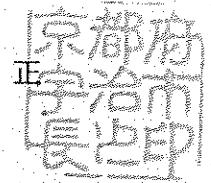
専 決 処 分 書

専決第2号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

宇治市長 山 本



宇治市条例第 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の2中「、第17項」を削り、「、第20項」を「、第19項」に、「、第23項」を「、第22項」に、「、第26項、第31項、第39項、第42項、第43項若しくは第44項」を「、第25項、第27項、第32項、第40項若しくは第43項から第45項まで」に改める。

附則第8条の3第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第

16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の4第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第21条の2第1項の表以外の部分中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「、第2項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第 21 条の 2 中第 5 項を第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「に対する」を「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する」に、「、第 3 項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

附則第 21 条の 2 中第 6 項を第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に、「、第 4 項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3, 900 円	3, 000 円
	6, 900 円	5, 200 円
	10, 800 円	8, 100 円
	3, 800 円	2, 900 円
	5, 000 円	3, 800 円

附則第 21 条の 2 中第 7 項を第 4 項とする。

附則第 21 条の 3 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度

分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。